

## 神奈川県災害対策推進事業協賛事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、神奈川県くらし安全防災局が実施する災害対策推進にかかるリーフレット及びポスター等のPR用の媒体の作成等の事業（以下、「災害対策推進事業」という。）への協賛について、必要な事項を定めるものとする。

### (協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、災害対策推進事業の趣旨に賛同する団体等が、災害対策推進事業に要する資金の提供を行うこととする。

### (協賛方法)

第3条 協賛の方法は、協賛金によるものとし、協賛金の額は、実施する災害対策推進事業ごとに募集要項に別に定める。

### (協賛特典)

第4条 協賛を行った団体等（以下、「協賛者」という。）の特典を以下のとおりとする。

- (1) 災害対策推進にかかるリーフレット、ポスター等の媒体および神奈川県ホームページに、協賛者の名称を掲載することができる。
  - (2) 協賛者が作成した自団体のPR等の原稿（以下、「掲載原稿」という。）をリーフレット等の媒体に掲載することができる。掲載の条件については、募集要項に別に定める。
- 2 前項に規定する協賛特典以外に、必要に応じ、協賛特典を追加することができる。

### (募集方法)

第5条 協賛の募集は、公募により行う。

- 2 前項の公募は、神奈川県ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。
- 3 前項の募集要項には、協賛の内容及び募集期間、応募方法、応募基準、作成する媒体の規格その他必要な事項を記載する。

### (協賛の申込)

第6条 前条の公募により協賛しようとする団体は、神奈川県災害対策推進事業協賛申込書（第1号様式）及び募集要項で指定する書類を知事に提出しなければならない。

### (協賛者の承認等)

第7条 前条の協賛申込書の提出があった場合は、知事は協賛の承認又は不承認を決定する。

- 2 前項の規定により協賛の承認又は不承認を決定したときは、その結果を協賛承認・不承認通知書（第2号様式）により申込者に通知する。

### (協賛の承諾等)

第8条 前条の協賛承認の通知を受けた申込者は、条件を記載した協賛承諾書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(協賛金の納付等)

第9条 申込者は、前条の承諾後、協賛金を知事が指定する期日までに、県の発行する納入通知書により、一括前納するものとする。

(掲載原稿の作成及び提出)

第10条 協賛者は、掲載原稿を知事が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 原稿は、協賛者の責任及び負担で作成するものとする。

(原稿内容等の修正)

第11条 知事は、原稿の内容、デザイン等が各種法令、要領等に違反している、あるいは、災害対策推進事業の趣旨に照らして適切でない、またはそれらのおそれがあると判断したときは、いつでも、内容等の修正を求めることができる。

(協賛金の使途)

第12条 協賛金は災害対策推進事業の経費に使用し、目的外の使途には使用しないものとする。

(協賛の基準)

第13条 申込者が、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の場合等は、協賛を承認しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) その他掲載原稿として不適當であると認められるもの

2 第7条 第2項により協賛の承認をされた者が、その後前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。なお、協賛金は返還しない。

(協賛特典の取り消し)

第14条 次の各号に該当する場合には、協賛者への催告その他何らかの手続きを要することなく、その特典を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに協賛金の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。
- (3) 第11条の規定による原稿の内容の修正を協賛者が行わないとき。
- (4) 原稿の内容が、各種法令又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第11条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他原稿の内容が適切でないと知事が判断したとき。

2 知事が前項の規定により協賛特典を取り消したときは、協賛者に対し、その賠償の責めを

負わない。また納付済みの協賛金は返還しない。

(協賛の取り下げ)

第15条 協賛者は自己の都合により、協賛を取り下げることができる。

2 前項の規定により協賛を取り下げるときは、協賛者は書面により知事に申し出なければならない。

3 第1項の規定により協賛を取り下げた場合は、納付済みの協賛金は返還しない。

(協賛金の還付)

第16条 協賛者の責に帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金を当該協賛者に返還する。

2 前項の規定により返還する協賛金には利子を付さない。

(協賛者等の責務)

第17条 協賛者は、掲載原稿に基づき掲載された内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 協賛者は、掲載原稿の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを、知事に対して保証するものとする。

3 第三者から、掲載原稿の内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、協賛者の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第18条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25年 5月 24日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30年 4月 1日から施行する。